

## 令和8年度より

# キャッシュレス決済にて手数料納付が可能になります！



### 》》》 令和8年4月1日～利用可能な納付方法の紹介 》》》



#### 証紙

令和9年3月31日まで使用できます

(購入は令和8年9月30日までとなります)



#### キャッシュレス端末

令和8年4月1日～ 運用開始

- ・ 本庁・各振興局・支庁等に1台以上設置
- ・ 係員から配布されるQRコードを提示し、お支払いください
- ・ 決済方法：クレジットカード、QRコード、電子マネー
- ・ 納付確認方法：取引明細書・お客様控え発行  
取引明細書を窓口へご提出ください



### 》》》 令和8年秋以降利用可能予定の納付方法の紹介 》》》



#### e 申請システム

令和8年9月以降 運用開始予定

- ・ 来庁不要
- ・ 決済方法：ペイジー、クレジットカード、Pay Pay
- ・ 操作方法につきましては、詳細が決まり次第ご案内します



#### 現金でのお支払い

令和8年10月1日～ 開始

- ・ 一部生協売店、交通安全協会、食品安全協会にて現金での支払いが可能となります。
- ・ 納付確認方法：取引明細書・お客様控え発行  
取引明細書を窓口へご提出ください



### 【お願い】

- 手数料確定のため、提出前の「事前協議」にご協力ください。
- 1申請に1セットの建築関係手数料納付としてください。  
例) ○ 同一物件で建築確認手数料と省エネ適判手数料を同時に納付  
× 栄養士免許手数料と建築確認手数料を同時に納付  
× 1年間で10件申請予定があり、10件分まとめて納付
- 1つの申請は同一の納付方法で納付してください。  
例) × 1,000円の手数料を証紙 500円 + キャッシュレス端末 500円で納付

## 対象となる手数料

### ■ 建築課 計画指導係 所管

- 建築関係手数料（確認申請・計画通知・台帳記載証明・建築許可など）
- 省エネ関係手数料
- 低炭素関係手数料

### ■ 建築課 監察指導係 所管

- 開発許可等の申請手数料（開発許可・変更許可・登録簿の写しの交付など）

### ■ 住宅政策室 住宅企画係 所管

- 長期優良住宅認定手数料
- サ高住登録等手数料
- 優良宅地・優良住宅認定手数料
- マンション管理計画認定手数料

※ 鹿児島県所管の建築物・工作物・昇降機に限ります ※

## 運用スケジュール

納付方法	R7	R8												R9	
	~3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5~
キャッシュレス端末		4/1 ★ 運用開始													
e申請システム								9/30 ✖ 運用終了							
							9/1 ★ 運用開始予定								
現金収納								10/1 ★ 取扱開始							
証紙								9/30 ○ 販売終了						3/31 ✖ 使用終了	

## 問合せ先

◆ このチラシに関すること ◆ 鹿児島県 土木部 建築課 計画指導係 099-286-3710

◆ 手数料に関すること ◆ 計画指導係 099-286-3710

監察指導係 099-286-3739

住宅政策室 住宅企画係 099-286-3740